

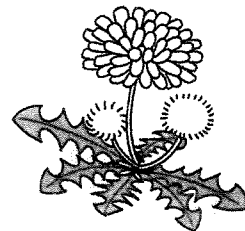
# ほけんだより

文京区立本郷小学校保健室

臨時号

令和6年 4月 8日発行

- 令和6年度の学校生活が始まります。入学・進級おめでとうございます。今年度も共に手を携えてお子さんの成長を見守っていきましょう。
- 今年度の定期健康診断について、一覧にしてお知らせします。裏面にも目を通しておいてください。



## < 定期健康診断内容・実施日一覧 >

検査・調査項目	検査・配布期日	検査時間	担当	検査場所	検査内容・事前準備・提出期限など
保健調査票等 書類配布	3月21日 *前年度配付済 全校	①児童保健調査票(兼結核検診) ②心臓検診問診票 ③運動器検診保健調査票			回収日 9日(火)・厳守 *ピンク色の保健調査票の内側に、結核検診問診票が入っているので、 <u>記入してあるかを確認する。</u>
尿検査容器配布 (全校)	4月25日(木)	・お知らせ・採尿容器・カップ ・ <u>ラベル付き提出袋</u>			・検査名簿の番号と検査袋の番号は同じ番号。
腎臓検診 = 尿検査 (全校)	4月26日(金) ----- 追加日 5月1日(水) 二次検査 5月17日(金) 追加日 5月22日(水)	・教室で回収して9:00までに保健室へ ----- ・8:50までに保健室へ			*ラベルは提出袋から剥がして容器に貼り、その容器は提出袋に入れる。(ラベルの下部が提出袋となりますので、剥がした後、捨てないよう注意) *朝一番の尿を採取するようにする。忘れた児童は5月1日(月)提出。
○発育測定 (身長・体重) ○視力検査 ○聴力検査  *4・6年は聴力検査なし。 1年は別日に。	4月11日(木) 4月15日(月) →欠席者 保健室にて	午前中	担任 専科 学び 講師 養護 教諭 事務 補助 保健 事務 SSS等	体育館	・身長、体重、視力、聴力の計測。 ・記録カードを各自に持たせる。  ・体育着(靴下は可)で測定する。 ・眼鏡使用者はかけて測定する。
歯科健診	5月9日(木) 4・5・6年 5月16日(木) 1・2・3年	8:35~	歯科校医 担任 養護 教諭 事務 補助	保健室	・必ず歯をみがいてくる。 ・男女別番号順に健診する。
心臓検診	4月15日(月)	9:00~	予防医学	F1算教室	1年生と他学年対象者(2台使用)
内科健診 (結核・運動器)	4月26日(金) 4年 5月10日(金) 3年 5月13日(月) 6年 5月14日(火) 2年 5月31日(金) *5年 6月4日(火) 1年	13:15~ 13:15~ 13:15~ 13:15~ 13:15~ 13:15~	内科校医 担任 養護 教諭	保健室	・体育着上下で来室。 ・男女別番号順に健診する。  *5年は宿泊前健診を兼ねる。
眼科検健診	5月15日(水) 4・5・6年 5月29日(水) 1・2・3年	9:00~	眼科校医 担任 養護 教諭	保健室	*メガネ使用者はかけて来室。
耳鼻科健診	4月18日(木) *1・2・3年 4月25日(木) 4・5・6年	8:35~	耳鼻科医 担任 養護 教諭	保健室	*言語聴覚検査も実施。

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

## ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

「災害共済給付制度」の掛金は、文京区教育委員会が負担いたします。

災害共済給付への加入に同意されない保護者は4月中に学校へお申出

ください。お申出がない場合は加入に同意されたものとみなします。

なお、この制度を利用する際は、乳幼児医療証・子ども医療証は

使用できません。

## 共済掛金の額（令和6年1月現在）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修 学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき